平成２９年（フ）第２２５号
宮崎市恒久１丁目４番地15　奥野アパート103号
債務者　小川レイ子
1　決定年月日時　平成29年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７８号
山口県宇部市恩田町１丁目６番62号
債務者　竹下　裕也
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第２８号
宮城県石巻市泉町１丁目５番39号
債務者　梶原　克之
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第９２２号
埼玉県新座市野火止４丁目10番20号　神山マンション101号室
債務者　桑原　妙子
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４４６号
埼玉県草加市北谷１丁目13番４号　パルテアＮ－104号
債務者　緑川敬治郎
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４６９号
埼玉県春日部市南３丁目13番11号　グリーンコーポミナミ201号、旧住所埼玉県春日部市緑町１丁目14番53号　ＡＧハイツ103号
債務者　臼井香代子
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１０２２号
愛知県春日井市二子町２丁目９番地15、従前の住所愛知県春日井市出川町３丁目12番地４アヴォワール雅202号
債務者　小嶋　　恵（旧姓ハークスウッド）
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４４８号
北九州市小倉南区北方２丁目21番23号（101号）
債務者　豊原康則こと　李　　康則
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４５１号
北九州市小倉北区吉野町11番15―804号
債務者　伊佐　龍二
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２７９号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目46番18号
債務者　本島　孝子
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５号
沖縄県宮古島市平良字下里811番地　東原コーポ101号
債務者　蓮沼　ミエ
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２９年（フ）第３３号
宮城県東松島市牛網字駅前東52番地５　市営小野駅前東住宅２－３号室、前住所宮城県東松島市牛網字駅前１丁目13番地14
債務者　吉木　武男
1　決定年月日時　平成29年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第８２３号
埼玉県川口市芝３丁目15番10号　川口第２寮
債務者　山岡ますみ
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０３５号
埼玉県川口市大字芝6963番地の18　メゾン秀栄101号
債務者　柳川　貴士
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０３６号
埼玉県川口市大字芝6963番地の18　メゾン秀栄101号
債務者　柳川　幸子（旧姓新村）
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３９７号
埼玉県三郷市幸房293番地１　ハイラーク三郷705号
債務者　茂木　　準
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４５９号
埼玉県三郷市幸房293番地１　ハイラーク三郷702号
債務者　高橋　広美
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係